

神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程
研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

平成19年4月1日制定

令和6年6月21日改定

(趣旨)

第1条 この要領は、理学研究科博士課程後期課程修了者に係る課程博士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究経過発表会)

第2条 1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(開催の時期等)

第3条 研究経過発表会は、学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書(別紙様式1)を研究科長に提出するものとする。

(研究経過認定)

第5条 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定する。

(研究成果発表会)

第6条 3年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、学位論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(発表者の要件)

第7条 研究成果発表会における発表者は、本研究科後期課程に2年以上在学し、かつ、修了所要単位(10単位)の全てを修得している者(修得見込みの者を含む。)でなければならない。

(開催の時期等)

第8条 研究成果発表会は、原則として学位論文提出の3か月前までに学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び論文題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

2 専攻長は、研究成果発表会の開催に当たっては、学位論文の草稿について、その必要部数を提出するよう当該学生の指導教員に通知するものとする。

(研究成果報告書等)

第9条 専攻長は、研究成果発表を行った学生について、研究成果報告書(別紙様式2)を研究科長に提出するものとする。

1 専攻長は、専攻会議の議を経て前項の報告において研究成果を認定した者に係る学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(博士課程)(別紙様式3)を研究科長に併せて提出するものとする。

(研究成果認定通知)

第10条 研究科長は、前条の報告に基づき研究成果を認定する。

(学位論文の提出)

第11条 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例発表会）

第12条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書又は研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究経過又は研究成果を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届（別紙様式4）を研究科長に提出しなければならない。

（特例措置）

第13条 転入学者及び再入学者の研究経過発表会及び研究成果発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、研究経過発表会及び研究成果発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。